

証券コード 3758
2022年3月15日

株 主 各 位

東京都港区赤坂三丁目7番13号
株式会社アエリア
代表取締役社長 小林 祐介

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、本株主総会の日時の直前の営業時間の終了時である2022年3月29日（火曜日）午後7時までには到着するよう、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都江東区有明三丁目6番6号
相鉄グランドフレッサ 東京ベイ有明 2階 花明
開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第20期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
 - 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
 - 第8号議案 会計監査人選任の件
4. その他の株主総会招集に関する事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 下記の事項については、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.aeria.jp/ir/document/>) に掲載することにより提供させていただきます。
(1)連結計算書類の連結注記表、(2)計算書類の個別注記表
なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告並びに計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.aeria.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 遠方にお住まいなどのご事情で株主総会に出席できない株主さまとの公平性を勘案して、株主総会にご出席の株主さまへのお土産はとりやめとさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

第20期定時株主総会における 新型コロナウイルス感染防止への対応について

株主総会へのご出席について

定時株主総会は、次の通り例年より縮小した規模での開催とさせていただきます。

- (1) お席の間隔を広く取るため、例年と比較してご用意できる席数が半分程度となる可能性がございます。ご用意を超える方がお見えの場合、悪しからずご入場をお断りする場合がございます。
- (2) 議長を含めすべての出席役員と当社スタッフはマスクを着用して応対いたします。また、会場内にアルコール消毒液を設置いたします。ご来場される株主の皆さまにおかれましても、必ずマスクをご着用の上ご来場いただき、受付にて手指のアルコール消毒にご協力をお願いいたします。
- (3) 体調がすぐれないとお見受けする場合並びに上記の感染防止対策にご協力いただけない場合には、ご入場をお断りすることがございます。
- (4) 会場内におきましても、体調がすぐれないようにお見受けする株主さまは、運営スタッフがお声がけし、ご退場をお願いする場合がございます。スタッフの指示に従っていただきますようお願いいたします。

株主の皆さまへのお願い

- (1) 出席のご検討について
ご出席を検討されている株主さまにおかれましては、感染防止及び株主さまの安全を確保するため、本年はご来場を自粛いただくこともご検討くださいますようお願いいたします。
特に感染によるリスクが大きいとされるご高齢の方、持病をお持ちの方及び妊娠されている方におかれましては、ご出席をお控えいただき、**事前の議決権行使**をご検討ください。
- (2) 議決権の事前行使について
当社では、株主総会とその議決権行使結果は株主さまのご意見を経営に反映させていくための極めて重要な機会と考えております。
株主総会への参加方法は、当日ご出席いただく方法のほか、**事前に「議決権行使書」をご郵送いただく方法**もご用意しておりますので是非ご利用ください。

(添付書類)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2021年1月1日～2021年12月31日)における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きがみられます。先行きについては、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されております。ただし、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要があります。また、変異株をはじめ感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当社グループが展開しているインターネット関連事業においては、スマートフォン・タブレット端末の普及に伴い、インターネット利用者数の増加やEC(電子商取引)市場の拡大等を背景として、引き続き成長を続けております。さらに、コンテンツサービスの多様化が市場規模を拡大しており、スマートフォン・タブレット等のモバイルコンテンツ市場においても継続的な成長を続けております。一方で、魅力的なコンテンツやアプリケーションを提供するため、サービス内容は複雑化・高度化する傾向にあるなど、開発費用や人件費等のコストが増加するだけでなく、企業間におけるユーザー獲得競争が一層激化しております。また、アセットマネジメント事業においては、投資用不動産の価格水準が高く推移し利回りも低くなっており、適正な投資案件が不足している状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、コア事業と位置付けるITサービス事業について安定した収益基盤を強化し、コンテンツ事業においても、スマートフォン・タブレット等のモバイルコンテンツの開発事業及び配信・運営事業を強化するとともに、子会社各社の強みを生かし、これまでのマス・マーケットからターゲット層を絞ったニッチ・マーケットでの基盤を作り、深耕を進めてまいりました。また、アセットマネジメント事業においては、規模が小さく、事業期間の短い収益不動産を中心として展開することにより、事業リスクをコントロールし、金融機関の融資姿勢等に鑑み慎重に事業を運営してまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高21,542百万円(前期比16.2%減少)、営業利益839百万円(前期比130.2%増加)、経常利益835百万円(前期比158.8%増加)、親会社株主に帰属する当期純利益にしましては586百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失4,521百万円)となりました。

また、E B I T D A（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額）は1,286百万円（前期比1.0%減少）、のれん償却前当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益＋のれん償却額）は903百万円（前期はのれん償却前当期純損失4,123百万円）となりました。

なお、来期においては、営業効率の強化及び販売力・生産性を更に向上させ、通期での収益拡大を目指してまいります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は171百万円で、その主な内訳は、ソフトウェア125百万円となっております。

③ 資金調達の状況

当社グループの主な資金需要は販売用不動産の購入資金及び運転資金であり、主に金融機関からの借入により調達しております。当連結会計年度は、短期借入金556百万円、長期借入金897百万円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2018年12月期)	第 18 期 (2019年12月期)	第 19 期 (2020年12月期)	第 20 期 (当連結会計年度 (2021年12月期)
売 上 高(百万円)	31,471	28,347	25,700	21,542
経 常 利 益(百万円)	1,615	2,209	322	835
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△1,380	1,514	△4,521	586
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△67.44	65.51	△198.20	26.58
総 資 産(百万円)	28,335	28,788	19,392	19,243
純 資 産(百万円)	12,745	14,261	8,830	9,153
1株当たり純資産(円)	538.50	602.66	384.88	407.59

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数から自己株式数を控除したものにより算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除したものにより算出しております。
3. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第18期の期首から適用しており、第17期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額を記載しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社リベル・エンタテインメント	100百万円	100.00%	スマートフォン向けゲームの開発・運営
株式会社サイバード	100百万円	100.00%	スマートフォン向けゲームの開発・運営
株式会社ファーストペンギン	15百万円	100.00%	オンライン電子出版に特化した アフィリエイトプラットフォーム事業
株式会社トータルマネージメント	30百万円	100.00%	不 動 産 業

- (注) 議決権比率は、間接所有によるものを含まず。
株式会社トータルマネージメントの株式は、当社の完全子会社である株式会社アエリア投資
式号を通じての間接所有となっております。
株式会社リベル・エンタテインメント及び株式会社サイバードの株式は、当社の完全子会社
である株式会社アエリアコンテンツ・ホールディングスを通じての間接所有となっております。

② 事業年度末における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社トータルマネージメント	東京都港区西新橋 1-10-7	1,970百万円	6,956百万円
株式会社アエリア投資式号	東京都港区赤坂 3-7-13	1,831百万円	6,956百万円
株式会社アエリアコンテンツ・ホールディングス	東京都港区赤坂 3-7-13	1,473百万円	6,956百万円

- (注) 株式会社トータルマネージメントの帳簿価額の合計額は、当社の特定完全子会社である株式
会社アエリア投資式号の当事業年度末における帳簿価額を記載しております。

(4) 対処すべき課題

マーケットのニーズが多様化するコンテンツ業界、テクノロジーが著しい進化を遂げるインターネット及びモバイル業界並びに不動産業界において、当社グループが良質なサービスを提供し、継続的な成長、事業規模拡大をしていくために、以下の課題に取り組んでまいります。

① コンテンツ・サービスの創出及びマーケットの創出

当社グループ各社が持つ、コンテンツ制作、マーケティング、プロダクト開発における強みを活かしながら、より高度化する技術を積極的に取り入れることにより、良質かつ満足度の高い新たなコンテンツ・サービス創出に取り組んでまいります。

また、アセットマネジメント事業においては、不動産情報等の可視化、民泊をはじめとする空き物件の利活用を推進し、不動産市場の活性化に向け取り組むだけでなく、クラウドファンディングを活用した不動産投資プラットフォームの構築等新たなマーケット創出にも取り組んでまいります。

② グループシナジーの強化及び経営管理体制の確立

当社グループは、スマートフォン向けゲームの開発・配信・運営やキャラクター等周辺コンテンツ提供を行うコンテンツ事業、オンライン電子出版に特化したアフィリエイトプラットフォーム提供やデータサービスのIT事業、並びに不動産の売買、民泊を中心としたアセットマネジメント事業を収益源の3本柱とし、事業規模及び事業領域の拡大を図っております。今後、当社グループが経営資源を効率的に活用し継続的な成長と収益力の最大化を図るためには、各企業が自立した経営に従事しつつ、当社及び関係会社間において、グループ間連携促進とグループコントロールに重点を置くことで、グループシナジーを最大限に追求していくことが重要な課題だと考えております。

また、当社が関係会社を統括し一元的な管理を行うことにより、グループ全体を通じた組織横断的かつ高度な経営管理体制を確立することが必要と考えております。

③ 資本提携及び業務提携の推進並びに新規成長マーケットへの進出

当社グループは、継続的・安定的に成長を実現していくために、既存事業の強化・改善に加え、新たな資本提携及び業務提携を通じ、海外展開、並びに新規成長マーケット開拓を進めることで、事業規模及び事業領域の拡大を図ることが必要だと考えております。

④ 組織力の強化及び内部統制システムの整備

当社グループが事業規模及び事業領域の拡大を実現するためには、これらの施策を実行できる優れた人材を対象とした採用・人事制度の構築、専門性の高い人材を育成する社内教育制度の充実、権限委譲の促進等による社員のモチベーション向上等、組織力の強化が必要と考えております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの整備を進め、コンプライアンス・リスクマネジメント体制を強化し、ステークホルダーの要請を満たす、実効性のある内部統制システムの構築・運用に取り組んでまいります。

⑤ 新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループは、顧客や取引先等の関係者並びにグループの従業員とその家族等の安全と健康を優先し、従業員の時差出勤・リモートワークの推進、就業時間中のマスク着用の徹底、WEB会議システムの活用を実施するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐための対策を講じております。

今後におきましても、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動への影響を注視するとともに、自然災害や不測の事態を想定し、経営環境の変化に臨機応変に対応できる体制の構築を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

セグメント	事業内容
ITサービス事業	オンライン電子出版に特化したアフィリエイトプラットフォーム事業 データサービス事業
コンテンツ事業	スマートフォン向けコンテンツの開発・配信・運営等 ドラマCDやボイスCD、グッズの販売等
アセットマネジメント事業	不動産事業、賃貸管理事業、宿泊施設の企画・運営・管理及び経営 並びにこれらに関するコンサルタント業、国内外の企業等への投資等

(6) 主要な事業所 (2021年12月31日現在)

名称	事業所	住所
株式会社アエリア	本社	東京都港区
株式会社リバル・エンタテインメント	本社	東京都渋谷区
株式会社サイバード	本社	東京都渋谷区
株式会社ファーストペンギン	本社	東京都渋谷区
株式会社トータルマネジメント	本社	東京都港区

(7) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

従業員数	前期比増減
559名	19名減少

(注) 上記従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時従業員(22名)は含まれておりません。

(8) 主な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
近畿産業信用組合	1,140百万円
株式会社東和銀行	788百万円
株式会社三菱UFJ銀行	510百万円

2. 株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 78,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,649,428株(自己株式 1,597,874 株を含む)
- (3) 株 主 数 13,799名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
長 嶋 貴 之	3,082,200株	13.98%
小 林 祐 介	2,232,800株	10.13%
林 田 浩 太 郎	974,400株	4.42%
CLEARSTREAM BANKING S.A.	826,000株	3.75%
TUSCAN CAPITAL LLC	508,600株	2.31%
山 下 博	323,100株	1.47%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	249,400株	1.13%
石 田 博 男	211,000株	0.96%
大 和 証 券 (株)	162,100株	0.74%
アエリアグループ役員持株会	136,500株	0.62%

(注) 持株比率は自己株式1,597,874株を控除して計算し、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役 (社外取締役を除く。)	66,000株	3名
社 外 取 締 役	8,000株	1名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

新株予約権の2021年12月31日現在の状況は次のとおりであります。

回次 (行使価額)	行使期間	個数	目的となる株式の種類及び数
第30回 (1,234円)	2019年11月4日～ 2024年11月3日	6,840個	普通株式 684,000株

4. 会社役員の状態

(1) 取締役及び監査役の状態

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
*代表取締役会長	長 嶋 貴 之	(株)エアネット 取締役 (株)チームゼロ 代表取締役 (株)エア・コミュニケーション 取締役 (株)リベル・エンタテインメント 取締役 (株)アエリア投資式号 取締役 (株)トータルマネージメント 取締役 (株)サイバード 取締役 (株)アエリアコンテンツ・ホールディングス 代表取締役 (株)エクスフィット 代表取締役
*代表取締役社長	小 林 祐 介	(株)あかつき本社 社外取締役 (株)ソアラポ 代表取締役 (株)Impression 取締役 (株)アエリア投資式号 代表取締役 (株)トータルマネージメント 取締役 (株)インベストオンライン 取締役
取 締 役	三 宅 朝 広	(株)ClubT 代表取締役 (株)HRデータラボ 代表取締役 (株)リベル・エンタテインメント 取締役 (株)アエリアコンテンツ・ホールディングス 取締役
取 締 役	吉 村 隆	(株)エアネット 代表取締役 (株)エア・コミュニケーション 代表取締役
常 勤 監 査 役	田名網 一 嘉	(株)エアネット 監査役 (株)エイジ 監査役 (株)リベル・エンタテインメント 監査役 (株)ファーストペンギン 監査役 (株)アリスマティック 監査役 (株)Impression 監査役 (株)アエリア投資式号 監査役 (株)あかつき本社 社外取締役(監査等委員)
監 査 役	加 藤 俊 郎	
監 査 役	和 田 安 央	和田安央社会保険労務士事務所

- (注) 1. 取締役三宅朝広氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役田名網一嘉氏及び和田安央氏は社外監査役であります。
 3. 監査役田名網一嘉氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役和田安央氏は、社会保険労務士の資格を有しており、人事労務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は2002年11月より執行役員制度を導入しております。2021年12月31日現在、*印の取締役は執行役員を兼務しております。
 6. 監査役田名網一嘉氏と監査役和田安央氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の額を限度とする（職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限る。）旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社及び国内子会社の取締役及び監査役等であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年4月の取締役会決議において決定しております。当該決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と非金銭報酬より構成される。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものとする。株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額50百万円の範囲内（うち、社外取締役は年額10百万円以内。）において、金銭報酬債権を付与する。対象取締役への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会にて、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し、決定をする。

4. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案した構成とし、取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2008年3月28日開催の第6期定時株主総会決議において年額250百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の人員は、取締役7名（うち社外取締役1名）であります。また、譲渡制限付株式報酬の報酬限度額は、2021年3月30日開催の定時株主総会において、上記基本報酬の限度額と別枠にて、年額50百万円以内（うち社外取締役は年額10百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の人員は、取締役4名（うち社外取締役1名）であります。

監査役の報酬限度額は、2008年3月28日開催の第6期定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の人員は、監査役3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長小林祐介であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して基本報酬額を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

なお、譲渡制限付株式報酬の配分等については、取締役会にて決議をしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	100百万円 (12百万円)	66百万円 (8百万円)	34百万円 (3百万円)	4名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	10百万円 (8百万円)	10百万円 (8百万円)	－ (－)	3名 (2名)

(注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、株式交付の方法等は「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 3 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)」に記載のとおりであります。

2. 当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が、役員を兼任する当社子会社等から役員として受けた役員報酬等はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況(他の法人等の業務執行者である場合)及び当社と当該他の法人等との関係

取締役三宅朝広氏は、株式会社リベル・エンタテインメント及び株式会社アエリアコンテンツ・ホールディングスの取締役並びに株式会社ClubT及び株式会社HRデータラボの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社ClubT、株式会社HRデータラボの間には、重要な取引関係はありません。

監査役田名網一嘉氏は、株式会社あかつき本社の社外取締役(監査等委員)、株式会社エアネット、株式会社エイジ、株式会社ファーストペンギン、株式会社リベル・エンタテインメント、株式会社アリスマティック、株式会社Impression、株式会社アエリア投資式号の監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社あかつき本社の間には、重要な取引関係はありません。

また、株式会社エアネット、株式会社エイジ、株式会社ファーストペンギン、株式会社リベル・エンタテインメント、株式会社アリスマティック、株式会社Impression、株式会社アエリア投資式号、株式会社アエリアコンテンツ・ホールディングスは当社の連結子会社となります。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における社外役員の出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要は以下のとおりとなります。

地位	氏名	主な活動状況
取締役	三宅朝広	当事業年度開催の取締役会への出席率は100%であり、主に企業経営者としての豊富な経験及び幅広い見識から議案審議等に必要な発言を行い、取締役会の実効性の向上及び支配株主との利益相反の監督を行っております。
常勤監査役	田名網一嘉	当事業年度開催の取締役会及び監査役会への出席率は100%であり、主に税理士としての専門の見地から議案審議時等に必要な発言を行うなど適切な役割を果たしております。
監査役	和田安央	当事業年度開催の取締役会及び監査役会への出席率は100%であり、主に社会保険労務士としての専門の見地から議案審議時等に必要な発言を行うなど適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査の遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月31日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決議し、2008年5月30日の取締役会にて一部改訂いたしました。その内容は下記のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は取締役及び使用人が法令及び定款その他社内規程を遵守して業務の執行を行う。
- ②コンプライアンスに関する周知・説明を行い、社内研修を実施するなどして、取締役及び使用人のコンプライアンス意識を高める。
- ③内部監査部門は、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、コンプライアンス体制の構築、整備、維持に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①法令及び文書管理規程その他社内規程に基づき文書・資料及び情報の管理・保存・廃棄を行う。
- ②取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に管理・保存を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①各担当取締役は、各部門におけるリスク管理体制の整備を推進するとともに、その実施状況を取締役会及び監査役に報告する。
- ②内部監査部門が定期的に各部門に対して内部監査を行い、代表取締役社長及び監査役にその監査結果を報告し、各担当取締役はリスク管理体制の見直し・改善を行う。
- ③不測の事態が発生した際は、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、事態の把握に努め、損失を最小限にとどめるべく迅速な対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①定時取締役会を毎月1回開催し、必要ある場合は、適宜臨時取締役会を開催する。
- ②取締役、執行役員及び子会社取締役等により構成される経営会議兼執行委員会を必要に応じて随時開催する。
- ③組織規程及び業務分掌規程に基づいて各部門の責任者に権限を委譲し、合理的かつ効率的に業務を遂行できる体制をとる。

- (5) **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ①関係会社管理規程に基づいて子会社を管理し、定期的に子会社との連絡会議を開催して情報交換を行い、当社グループ全体の利益最大化を促進する。
 - ②当社内部監査部門が子会社の監査を行うことで、グループ全体での業務の適正を確保する。
- (6) **監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当該使用人を補助すべき使用人として指名することができる。
 - ②監査役が指定する補助すべき期間中、当該使用人に関する指揮権は監査役に移譲したものとし、当該使用人に関する人事異動及び考課については、取締役会と監査役との協議の上決定するものとする。
- (7) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ①監査役会規程及び内部情報管理規程に基づき、取締役及び使用人は当社及び当社グループに関する重要事項について監査役へ遅滞なく報告するものとし、監査役は取締役及び使用人に対して当該重要事項の報告を求めることができるものとする。
 - ②監査役は、取締役会及び経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるることができるものとする。
 - ③内部監査部門は、監査役と定期的に意見交換を行い、内部監査の結果を監査役に報告するものとする。
 - ④取締役会は、監査役の求めがあった場合、監査役が職務遂行上、弁護士及び公認会計士等の外部専門家に監査業務に関する必要な助言を受けることができる体制を整備するものとする。
- (8) **(7) の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社は、(7)の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
- (9) **当社の監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項**
- 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続き等の請求を当社にした場合は、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

(10) 反社会的勢力に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然たる態度で対処するとともに、一切の関係を排除する。また、従来より警察関連機関・弁護士等の外部専門機関との連携に努めており、反社会的勢力に関する情報収集・管理及び社内体制の整備強化を推進していくものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査の他、管理職者の面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付け、今後の企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、将来の事業拡大を勘案しながら、継続的な配当を実施してまいりたいと考えております。

内部留保金の使途につきましては、新規タイトルの開発のほか、新規事業の展開や資本提携等を中心とする方針であります。

(注) この事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	16,255	流 動 負 債	6,895
現金及び預金	9,717	買掛金	820
売掛金	2,225	短期借入金	840
商品	3,111	1年内返済予定の長期借入金	1,326
仕掛品	11	未払金	348
前払費用	362	未払費用	128
預け金	350	未払法人税等	35
未収還付法人税等	33	賞与引当金	182
その他の	469	役員賞与引当金	30
貸倒引当金	△26	預り金	2,709
固 定 資 産	2,988	その他の	472
有 形 固 定 資 産	301	固 定 負 債	3,194
建物	122	社債	10
工具器具備品	83	長期借入金	2,736
土地	89	繰延税金負債	95
その他の	5	役員退職慰労引当金	37
無 形 固 定 資 産	813	退職給付に係る負債	29
のれん	514	資産除去債務	124
ソフトウェア	236	その他の	160
その他の	61	負 債 合 計	10,090
投資その他の資産	1,873	純 資 産 の 部	
投資有価証券	994	株 主 資 本	8,876
関係会社株式	9	資本金	100
長期貸付金	227	資本剰余金	9,795
差入保証金	510	利益剰余金	260
繰延税金資産	168	自己株式	△1,279
その他の	625	その他の包括利益累計額	111
貸倒引当金	△663	その他有価証券評価差額金	95
		為替換算調整勘定	16
		新株予約権	31
		非支配株主持分	134
		純 資 産 合 計	9,153
資 産 合 計	19,243	負 債 純 資 産 合 計	19,243

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	21,542
売上原価	12,541
売上総利益	9,000
販売費及び一般管理費	8,161
営業利益	839
営業外収益	
受取利息	33
受取配当金	24
為替差益	24
未払配当金除斥益	3
受取給付金	11
その他	21
営業外費用	
支払利息	78
その他	44
経常利益	835
特別利益	
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	19
役員退職慰労引当金戻入額	32
特別損失	
固定資産除却損	0
投資有価証券売却損	5
関係会社株式評価損	11
減損損失	137
事務所移転費用	13
その他	0
税金等調整前当期純利益	718
法人税、住民税及び事業税	90
法人税等調整額	88
当期純利益	539
非支配株主に帰属する当期純損失	47
親会社株主に帰属する当期純利益	586

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100	9,918	△326	△1,191	8,501
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△111			△111
親会社株主に帰属する当期純利益			586		586
自己株式の取得				△156	△156
自己株式の処分		△13		68	55
連結子会社の自己株式取得による持分の増減		1			1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	△123	586	△88	374
当 期 末 残 高	100	9,795	260	△1,279	8,876

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	39	29	68	8	252	8,830
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△111
親会社株主に帰属する当期純利益						586
自己株式の取得						△156
自己株式の処分						55
連結子会社の自己株式取得による持分の増減						1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	55	△12	43	22	△117	△52
当 期 変 動 額 合 計	55	△12	43	22	△117	322
当 期 末 残 高	95	16	111	31	134	9,153

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	717	流 動 負 債	751
現金及び預金	420	買掛金	5
売掛金	16	関係会社短期借入金	107
前払費用	24	1年内返済予定の長期借入金	484
関係会社短期貸付金	140	関係会社未払金	121
関係会社未収入金	62	未払費用	11
その他の	54	未払法人税等	3
固 定 資 産	6,239	預り金	4
有形固定資産	0	その他	13
建物	0	固 定 負 債	806
工具器具備品	0	長期借入金	370
投資その他の資産	6,239	関係会社長期借入金	424
投資有価証券	765	繰延税金負債	6
関係会社株式	5,456	資産除去債務	3
出資金	1	その他	0
長期貸付金	219	負 債 合 計	1,558
関係会社長期貸付金	297	純 資 産 の 部	
長期未収入金	22	株 主 資 本	5,295
その他の	5	資本金	100
貸倒引当金	△530	資本剰余金	9,720
		資本準備金	627
		その他資本剰余金	9,092
		利 益 剰 余 金	△3,245
		その他利益剰余金	△3,245
		繰越利益剰余金	△3,245
		自 己 株 式	△1,279
		評価・換算差額等	95
		その他有価証券評価差額金	95
		新 株 予 約 権	8
資 産 合 計	6,956	純 資 産 合 計	5,398
		負 債 純 資 産 合 計	6,956

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 1月 1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	181
売上原価	62
総利益	119
販売費及び一般管理費	373
営業損失	254
営業外収益	
受取利息	1
受取配当金	41
貸倒引当金戻入	39
その他	8
営業外費用	
支払利息	17
為替差損	42
その他	4
経常損失	64
特別損失	226
関係会社株式評価損	25
その他	0
税引前当期純損失	26
法人税、住民税及び事業税	△14
法人税等調整額	△43
当期純損失	△57
	194

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	100	627	9,216	9,844	△3,050
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△111	△111	
当期純損失					△194
自己株式の取得					
自己株式の処分			△13	△13	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	△124	△124	△194
当 期 末 残 高	100	627	9,092	9,720	△3,245

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額	新株予約権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金		
当 期 首 残 高	△1,191	5,702	39	8	5,750
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△111			△111
当期純損失		△194			△194
自己株式の取得	△156	△156			△156
自己株式の処分	68	55			55
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	55	-	55
事業年度中の変動額合計	△88	△407	55	-	△352
当 期 末 残 高	△1,279	5,295	95	8	5,398

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年3月11日

株式会社アエリア
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 藤 田 憲 三
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 入 澤 雄 太
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アエリアの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アエリア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年3月11日

株式会社アエリア
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 藤 田 憲 三
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 入 澤 雄 太
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アエリアの2021年1月1日から2021年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月14日

株 式 会 社 ア エ リ ア 監 査 役 会
常勤監査役（社外監査役） 田名網 一 嘉 ㊟
監 査 役 加 藤 俊 郎 ㊟
監 査 役（社外監査役） 和 田 安 央 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来に向けた事業拡大や迅速な経営判断の実行のため、内部留保の充実が重要であると認識しておりますが、一方で株主の皆様に対する利益還元として配当を行うこともまた重要な経営課題であると認識しております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、当社の業績並びに今後の経営環境を勘案しましてその他資本剰余金を原資として次のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 5円 総額 110,257,770円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の実任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。

- (2) 令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置をとる旨、書面交付請求株主に交付する書面の範囲を限定する旨の規定の新設、インターネット開示とみなし提供規定を削除し、これに伴う附則を設けるものといたします。

- (3) その他、条文の新設、削除に伴い条数の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 <条文省略> (機関の設置)	第1条～第3条 <現行どおり> (機関の設置)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
(3) 監査役会	<削除>
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>

第2章 株式及び端株

第6条～第12条 <条文省略>

第3章 株主総会

第13条～第15条 <条文省略>

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

<新設>

第17条～第18条 <条文省略>

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社に取締役10名以内を置く。

<新設>

(選任)

第20条 取締役は株主総会において選任する。

②<条文省略>

③<条文省略>

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

第2章 株式

第6条～第12条 <現行どおり>

第3章 株主総会

第13条～第15条 <現行どおり>
<削除>

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第17条～第18条 <現行どおり>

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社に取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名以内を置く。

②当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

②<現行どおり>

③<現行どおり>

(任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

<新設>

<新設>

<新設>

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 <条文省略>

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。

但し、緊急のときにはこの期間を短縮することができる。

②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 <条文省略>

<新設>

(取締役会規程)

第26条 <条文省略>

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 <現行どおり>

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。

但し、緊急のときにはこの期間を短縮することができる。

②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 <現行どおり>

(取締役への重要な業務執行の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 <現行どおり>

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 <条文省略>

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第29条 当会社に監査役5名以内を置く。

(選任)

第30条 監査役は株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急のときにはこの期間を短縮することができる。

②監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 <現行どおり>

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

(監査役会規程)

第34条 監査役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

<新設>

<新設>

<新設>

<新設>

<新設>

<削除>

<削除>

<削除>

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

②会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

<新設>

<新設>

第6章 計算

第37条～第39条 <条文省略>

<新設>

<新設>

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任限定)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計算

第36条～第38条 <現行どおり>

附則

第1条 変更前定款第16条の規定の削除及び変更後定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

②施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

③本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

<新設>

第2条 (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)
当社は、第20期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

②第20期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては現在の取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	保有株数
1	ながしまたかゆき 長嶋 貴之 (1973年1月15日)	1996年4月 イマジニア(株) 入社 1997年7月 ソフトバンク株 入社 1998年5月 (有)コミュニケーションオンライン設立 同社代表取締役 1999年7月 (株)コミュニケーションオンラインに商号変更 同社代表取締役会長 2002年10月 当社設立 代表取締役兼執行役員会長 (現任) 2010年3月 (株)エアネット 取締役 (現任) 2015年1月 (株)チームゼロ 代表取締役 (現任) 2016年4月 (株)エア・コミュニケーション 取締役 (現任) 2017年9月 (株)アエリア投資式号 取締役 (現任) (株)トータルマネージメント 取締役 (現任) 2018年6月 (株)サイバード 取締役 (現任) 2019年1月 (株)アエリアコンテンツ・ホールディングス 代表取締役 (現任) 2020年12月 (株)エクスフィット 代表取締役 (現任) 2021年3月 (株)リベル・エンタテインメント 取締役 (現任)	3,082,200 株
2	こばやしゆうすけ 小林 祐介 (1972年8月14日)	1996年4月 イマジニア(株) 入社 1996年9月 ソフトバンク株式会社 入社 1998年5月 (有)コミュニケーションオンライン設立 同社取締役 1999年7月 (株)コミュニケーションオンラインに商号変更 同社代表取締役社長 2002年10月 当社設立 代表取締役兼執行役員社長 (現任) 2009年6月 黒川信託フィナンシャルホールディングス(株) (現株あかつき本社) 社外取締役 (現任) 2014年7月 (株)ソアラボ 代表取締役 (現任) 2017年8月 (株)Impression 取締役 (現任) (株)アエリア投資式号 代表取締役 (現任) (株)トータルマネージメント 取締役 (現任) 2020年7月 (株)インベストオンライン 取締役 (現任)	2,232,800 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	保有株数
3	みやけ ともひろ 三宅 朝広 (1969年7月17日)	1995年4月 (株)リクルート 入社 2001年1月 (株)ピースマインド 取締役 2001年3月 (株)コミュニケーションオンライン 取締役 2002年10月 当社取締役 (現任) 2005年9月 (株)ClubT 代表取締役 (現任) 2017年3月 (株)HRデータラボ 代表取締役 (現任) 2018年2月 (株)リベル・エンタテインメント 取締役 (現任) 2019年1月 (株)アエリアコンテンツ・ホールディングス 取締役 (現任)	20,000株
4	よしむら たかし 吉村 隆 (1961年7月30日)	1997年1月 (株)ネットワークカタリスト 入社 2000年5月 メディアエクスチェンジ(株) 入社 2010年3月 (株)エアネット 入社 2010年4月 同社取締役 2013年7月 同社代表取締役 (現任) 2016年4月 (株)エア・コミュニケーション 代表取締役 (現任) 2017年3月 当社取締役 (現任)	6,000株

- (注) 1. 三宅朝広氏は、株式会社ClubTの代表取締役と株式会社HRデータラボの代表取締役を兼務しており、当社は上記2社との取引関係はありません。また他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 三宅朝広氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者とした理由は、以下のとおりであります。
(1)長嶋貴氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、現在、当社の代表取締役会長として当社の経営を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督などに尽力しております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて選任をお願いするものであります。
(2)小林祐介氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識をもとに、現在、当社の代表取締役社長として当社の経営を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督などに尽力しております。当社の事業経営を推進し持続的な発展に向けて選任をお願いするものであります。
(3)三宅朝広氏は、企業経営者としての豊富な経験及び幅広い知見を有しており、経営全体の監視と有効な助言を期待して選任をお願いするものであります。
(4)吉村隆氏は、経営全般及びインターネットサービス分野において豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の更なる発展に貢献できると考え選任をお願いするものであります。
4. 三宅朝広氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって19年5ヶ月となります。
5. 当社は三宅朝広氏との間で、会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏が原案どおり選任された場合、当該責任限定契約を継続します。当該契約に定める損害賠償の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社及び国内子会社の取締役及び監査役等であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更効力発生を条件として効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	保有株数
1	たなあみかずよし 田名網一嘉 (1969年10月15日)	1992年4月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店入行 1997年9月 山田&パートナーズ会計事務所(現税理士法人山田&パートナーズ)入所 2003年1月 優成監査法人(現太陽有限責任監査法人)入所 2004年6月 当社 監査役(現任) 2009年3月 (株)エアネット 監査役(現任) 2014年12月 (株)ガマデジタルエンターテインメント(現職エイジ) 監査役(現任) 2015年6月 (株)リバル・エンタテインメント 監査役(現任) 2015年11月 (株)ファーストペンギン 監査役(現任) 2017年6月 (株)アリスマティック 監査役(現任) 2017年8月 (株)Impression 監査役(現任) 2017年9月 (株)アエリア投資式号 監査役(現任) 2018年6月 (株)あかつき本社 社外取締役(監査等委員)(現任)	-
2	かとうとしお 加藤俊郎 (1945年6月24日)	1969年6月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行)入行 1989年10月 カナダさくら銀行(現カナダ三井住友銀行)社長就任 1994年6月 (株)さくら銀行(現(株)三井住友銀行)神谷町支店長 2000年7月 東映アニメーション(株)入社 2001年4月 同社経理部長 2005年9月 N I S証券(株)(現ヤマゲン証券(株))入社 2006年8月 当社入社 2006年11月 当社内部監査室長 2009年3月 当社監査役(現任)	12,000株
3	わだやすてる 和田安央 (1958年5月14日)	1978年4月 (株)兼吉入社 1980年10月 日本ユニコム(株)入社 1999年6月 和田安央社会保険労務士事務所開設(現任) 2009年3月 当社監査役(現任)	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 田名網一嘉氏及び和田安央氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
(1)田名網一嘉氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、主に税理士としての専門的な見地からの必要な発言等を期待して選任をお願いするものであります。
(2)加藤俊郎氏は、金融分野における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社の更なる発展に貢献できると考え選任をお願いするものであります。
(3)和田安央氏は、社会保険労務士の資格を有しており、人事労務に関する相当程度の知見を有しているため、主に社会保険労務士としての専門的な見地からの必要な発言等を期待し、当社の経営判断に大いに資する方であると判断し選任をお願いするものであります。

4. 田名網一嘉氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって17年9ヶ月となります。
5. 和田安央氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。
6. 当社は田名網一嘉氏及び和田安央氏との間で、会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。本総会において、両氏が原案どおり選任された場合、当該責任限定契約を継続します。当該契約に定める損害賠償の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社及び国内子会社の取締役及び監査役等であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
8. 当社は、田名網一嘉氏、和田安央氏を、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

【ご参考】第3・4号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

（●は顕著な素質・経験を示す）

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
代表取締役会長 長嶋 貴之	●	●	●				●	●				
代表取締役社長 小林 祐介	●	●			●		●					
取締役（社外） 三宅 朝広	●	●	●	●				●			●	
取締役 吉村 隆	●		●	●	●			●				
取締役（社外） 田名網 一嘉						●	●		●	●		●
取締役 加藤俊郎					●	●	●		●	●		●
取締役（社外） 和田 安央	●					●				●	●	●

(注) A：企業経営

B：IT・技術

C：開発R&D

D：営業マーケティング

E：経営企画

F：経営管理

G：M&A

H：新規事業開拓

I：財務・会計

J：法務・コンプライアンス・リスク管理

K：人事

L：内部統制ガバナンス

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へと移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2008年3月28日開催の第6期定時株主総会において、年額250百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただきました。この方針に従い、2021年には、変動報酬割合を高めるとともに、譲渡制限付株式報酬制度を導入するなど、役員報酬体系を改定し、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額250百万円以内（うち社外取締役は年額10百万円以内）とさせていただきますと存じます。本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へと移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名になります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の譲渡制限付株式に係る報酬等の額は、2021年3月30日開催の第19期定時株主総会において、取締役の報酬等の額（年額250百万円以内。うち社外取締役は年額30百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠で、年額50百万円以内（うち、社外取締役は年額10百万円以内。）として株主の皆様のご承認をいただき導入いたしました。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

本制度は2021年2月26日付で公表しております「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」と同内容の制度であり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、あらためて本株主総会に付議するものであります。そのため、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額及び本制度の概要はいずれも従来からの制度から特段の変更はございません。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、割り当てる対象者は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

本制度の概要

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき、本議案により報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものいたします。本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する当社の普通株式の総数は年10万株（うち、社外取締役は年2万株。）を上限といたします。但し、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分する当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整できるものいたします。

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、当該当社普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の割当てを受けた日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものいたします。

(2) 譲渡制限の解除

対象取締役が、本割当株式の割当てを受けた日から当該割当てを受けた後最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、当社の取締役会が正当と認める理由により退任もしくは退職等した場合又は死亡により退任もしくは退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得事由

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位から退任又は退職等した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、本割当株式のうち、上記(1)の本譲渡制限期間が満了した時点において、上記(2)で定める譲渡制限の解除事由に基づき譲渡制限が解除されないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

また、本制度は、対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は上述の年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.4%（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限まで株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4%）とその希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

第8号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人アヴァンティアは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、海南監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が海南監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適正性、監査経験、監査規模等の職務遂行能力、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年12月現在)

名	称	海南監査法人	
主たる事務所の所在地		東京都渋谷区代々木2丁目20番17号 海南ビル2階	
沿	革	1985年5月24日 海南監査法人設立	
概	要	資本金	27,000千円
		構成人員	
		代表社員(公認会計士)	9名
		社員	0名
		公認会計士	77名
		会計士補・試験合格者	3名
	その他	2名	
	合計	91名	
	関与会社数	44社	

以上

